



安心保証 賃貸保証委託申込書

記入漏れはございませんか? 「本人確認資料」とともに

FAX 03-6240-3381

までFAX
ください。



法人用

お客様がお申込される
会社名(乙)



パートナーズ 東京都新宿区西新宿2-6-1
新宿住友ビル25階

【JC】

申込日

西暦

年

月

日

管理／仲介会社様(代理店様)記入欄

代理店

代理店名
(電話番号)

代理店コード

担当者名

用途／プラン

☐ 住居用

☐ 事業用

☐ 駐車場／コンテナ

☐

☐

初回保証料
(最低保証料)

(

)

(

)

(

)

(

)

)

更新保証料
(月払の場合:月頭保証料)
(最低保証料)

引落送金
手数料(税込)

円／毎月

円／毎月

円／毎月

円／毎月

円／毎月

契約条件

フリガナ

物件名称

所在地

初期費用

敷金

礼金

保証金

敷引

入居予定日
(入居中の場合は
保証開始予定日)

西暦

年

月

日

賃料等

①家賃

②管理費・共益費

③駐車場

④その他

毎月の賃料等
合計額

①+②+③+④

円

お申込者様記入欄

入居者(お申込者)

フリガナ

会社名

固定電話

FAX番号

設立年月日

西暦

年

月

日

主な業務内容

資本金

万円

年商

万円

従業員数

人

上場

☐ 上場

☐ 非上場

お名前

電話番号

所属・役職

FAX番号

勤務地

所在地

お引越し事由

会社代表者

フリガナ

お名前

☐ 連帯保証人
☐ 連名契約

固定電話

携帯電話

生年月日

西暦

年

月

日

性別

☐ 男

☐ 女

国籍

ご住所

お住まい

☐ 賃貸

☐ 社宅・寮

☐ 自己所有

☐ 家族所有

居住年数

年

月

月収

万円

入居者(お申込者以外)

いずれかにチェックください ☐ 契約者含め入居 ☐ 契約者以外入居

人数

人

フリガナ

お名前

☐ 連帯保証人
☐ 連名契約

性別

☐ 男

☐ 女

生年月日

西暦

年

月

日

契約者との続柄

フリガナ

お名前

性別

☐ 男

☐ 女

生年月日

西暦

年

月

日

契約者との続柄

フリガナ

お名前

性別

☐ 男

☐ 女

生年月日

西暦

年

月

日

契約者との続柄

フリガナ

お名前

性別

☐ 男

☐ 女

生年月日

西暦

年

月

日

契約者との続柄

備考

・私(申込者・借入人)は、表面記載の保証料及びその他の費用・裏面および別紙記載の「個人情報の取扱に関する同意事項」「個人情報の取扱に関する同意事項」「保証委託契約※」の条項に同意の上、賃貸保証委託契約を申し込みます。(※「保証委託契約」条項の抜粋した重要事項については別紙リーフレット「賃貸保証委託契約をお申込(ご契約)されるお客様へ(賃貸保証委託契約に関する重要事項説明書)」に記載。)
・また、本申込書に記入した内容をもとに当社が審査を行い、申込者の申込、または契約の事実に関する情報が与信判断及び与信後の管理のために利用されることに同意いたします。
・申込書に事実と異なるあるいは虚偽の記載があった場合、申し込みは無効となり、また契約を解除されてもなんら意義を申し立てません。
※審査の結果、保証委託契約をお断りする場合もございますが、理由については一切お答えできませんので予めご了承ください。

●クレジットカードをお持ちですか? ☐ YES ☐ NO

お申込者様
署名
(自筆)

▶ いえらぶパートナーズより申込確認・審査のため、
右記フリーダイヤルからお電話をいたします。
※お出になるのが難しい場合、お手数ですが折り返しお電話ください。

TEL

0120-722-750

お問い合わせ先

いえらぶパートナーズ 審査係 TEL.03-6240-3361

2023.12

保証委託契約

私(貴個人、以下「甲」)というと株式会社いえらぶパートナーズ(以下「乙」という)は、以下のとおり、賃貸保証委託契約(以下「本契約」とい)を締結します。本契約は、賃貸保証委託契約書(以下「本契約書」とい)に記載されている条件(以下「本物件」とい)に関する賃貸借契約(一時使用契約・利用契約を含む、以下「原契約等」とい)に基づくものとします。

第1条(保証委託)

- 甲は乙に対し、原契約等に基づいて発生する債務についての保証を委託し、乙はこれを受託します。
- 甲が法14の場合には、甲が代表者または入居者(使用者/利用者)が原契約等の債務保証人であることが条件となります。甲が乙と賃貸借契約を締結することを旨を認めた場合は、この限りではありません。
- 賃貸人またはその代理人が本物件を第三者に売却した場合、本契約は終了します。ただし、新賃貸人及び乙が保証継続を希望し、保証約款に同意の上、乙所定の手続きを行った場合は、本契約を継続することができます。
- 本契約は、甲及び賃貸人または賃貸人代理人が本契約を締結(署名・捺印)し、甲が初回保証料(事務手数料を含む)を支払ったときに成立します。また、甲は本契約成立の条件として、預金口座振替依頼書乙へ提出します。

第2条(保証料)

- 甲は、本契約書記載の保証料(初回保証料(事務手数料を含む)、月額保証料、更新保証料等)を、乙の定める方法により支払います。
- 月額保証料に関しては、本契約書記載の金額の期日の翌月から、甲は、本契約書記載の金額または本契約書記載の支払方法により算出された金額を、乙に支払うものとします。
- 賃貸人A、甲に代って保証料支払債務を支払うことができます。この場合、これに基づき求償権を甲に対して行使しないものとします。
- 原契約等が中途解約され、本契約が解約された場合でも、甲は、保証料並びに賃料等の返還を請求できません。

第3条(契約期間)

- 本契約の契約期間は、契約締結日より、原契約等の解約または解除される日までとします。

- 原契約等が終了し、明渡しが完了した場合には、本契約は終了します。

第4条(保証範囲)

- 甲は、原契約等に明記されていることを条件として、次の各号に該当する債務について保証します。
 - (1)原契約等に明記されている、契約始期日以降に発生した家賃・管理費(共益費)・駐車場代・変動費等(以下総称して「賃料等」という)。ただし、本契約書に明記されているものに限りです。
 - (2)原契約等の解除後における本物件の明渡し義務不履行によって生じた賃料等相当損害金。ただし、第3条2項の明渡し完了の日を以て賃料等相当損害金に対する保証は終了します。なお、明渡しの日割賃料等を計算する場合は、明渡しの末日日を分母として計算するものとします。
 - (3)原契約等を解除後に動産(車両を含む)の残留物がある場合の撤去・保管・廃棄費用。
 - (4)前各号の債務の履行に関し、訴訟等の法的手続きに要し費用。
 - (5)その他、乙が相当と認めたもの。
- 甲は、原契約等の期間途中で本契約を締結する場合、本契約締結前に既に未払賃料等が発生している甲に対しては保証しないものとし、本契約締結後に当該債務の存在が発覚した場合は、契約後の賃料等も含め、全額全責とします。

第5条(変更について)

- 本契約内容に変更が生じた場合、甲は、賃貸人またはその代理人を通じ、乙に対して速やかに変更内容を届け出なければならぬものとします。
- 前項の変更内容が、乙の承認後に変更されるものとします。

第6条(定価借契約等)

- 原契約等で転賃が認められている場合であっても、入居者、使用者、利用者が変更となった時点で本契約は終了します。
- 原契約等が中途解約を認めていない場合でも、甲が賃貸人または第三者に本物件を明渡しした日を以て、本契約は終了します。

第7条(保証債務の履行)

甲が、原契約等に基づく債務の履行を遅延した等の理由により、乙が、賃貸人から保証債務の履行を求められた場合は、本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後に、乙は、甲に対して事前に通知をすることなく、賃貸人に対して保証債務の履行をすることができるものとします。

第8条(求償権の行使)

- 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、その弁済額及びこれに対する弁済の日から年14.6%の割合による年複利を金並びに弁済のために入替した借費用を支払うものとします。
- 甲は、前項に加え、乙が負担した求償権の履行または借費用のために要した諸費用及び明渡しに要した諸費用(借付費用や撤去・保管・廃棄費用等)を乙に支払うものとします。

第9条(事前承諾)

- 甲が次の各号に該当する事由が生じたときは、乙は甲に対し、保証債務の履行前であっても事前に求償権を行使することができるものとします。
 - (1)甲の破産手続き開始の決定を受け、賃貸人Aが該当する破産財団の配当に加入しないとき。
 - (2)原契約等に基づく債務が弁済期にあるとき。

第11条(金銭等の預金の扱い)

原契約等(金銭等)及び甲が賃貸人Aに預託した金銭等の預金については、本物件の明渡し完了後、甲の未払賃料等及び滞戻回復費用に充当した後に余剰が生じた場合、甲が乙に支払うべき未払債権に充当されるものとします。

第12条(勤務先等への連絡)

- 乙が甲の居宅または携帯電話と連絡をしても甲との連絡が取れず、法令上認められる場合やその他正当な理由がある場合、乙が甲の勤務先または緊急連絡先に対し、甲の所在その他連絡方法を問合せることができることについて、甲は予め承諾します。
 - 甲並びに緊急連絡先の個人または団体は、前項による乙からの問い合わせについて、乙に対し、名目の不明な者について損害賠償その他一切の請求を受けることはできません。
- 第13条(本物件内への立ち入り)**
- 乙は、法令上認められている場合、または、甲について身体の異常その他緊急の事態が発生した可能性がある場合には、甲の承諾なしに本物件の室内に立ち入ることができます。

個人情報の取扱に関する同意事項

第1条(個人情報の収集・保・利用)

1. 賃貸保証委託契約(その申込を含む、以下「本契約」という)の申込者(契約者も含む、以下「甲」という)は、本契約を含む株式会社いえらぶパートナーズ(以下「乙」という)との取引との借付管理及び取引管理(督促含む)のため、以下の情報(以下「個人情報」という)を乙が保証措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- (1)本契約・同意し、賃貸保証委託契約書、入居申込書、賃貸借契約書等に甲が記載した申込者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、家族構成、住居状況、e-mailアドレス、その他入居申込書の記載内容により乙が知り得た申込者本人の情報
 - (2)賃貸借物件の所在地、物件名、賃料、敷金、その他契約条件等、賃貸保証に関する詳細情報
 - (3)本契約に付随して乙が知り得た、申込者、同居予定者、緊急連絡先、連帯保証人等の必要情報
 - (4)乙が必要と認め、乙の求めにより甲から提出された、本人確認資料等に記載された情報
 - (5)本契約締結後の月々の返済状況等の取引情報
 - (6)お問合せまたは連絡した際等の会話の記録情報
 - (7)本契約に関する保証料の管理のため、乙が必要と認め取得した申込者等の住民票等に記載された情報
 - (8)官報や電話帳等一般に公開されている情報
- 2.本契約に基づき、乙によって甲に対して保証債務が履行された場合、乙が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報や、求償債権の管理業務のために保・利用します。
- 3.乙が本契約に関する契約後の管理業務等の一環(コンピュータ・事務、督促業務、代金決済業務及びこれらに付随する業務)を、乙の委託先企業に委託する場合に、乙が個人情報の保護措置を講じた上で、1項により収集した個人情報当該委託先に提供し、当該委託先企業が受託の目的に際して利用することがあります。

第2条(個人情報の利用)

甲は、乙が以下の目的のために第1条1項(1)の個人情報を利用することに同意します。

- (1)乙の事業における新商品情報の告知と、関連するアフターサービス
- (2)乙の事業における市場調査、商品開発
- (3)乙の事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
- (4)乙が別途同意した乙以外の有償宣伝物・印刷物の送付等

第3条(家賃保証保証情報取扱機関への登録・利用)

1.甲は、乙が甲への借付または借後の管理のために、甲に関する個人情報について乙の加盟する家賃保証保証情報取扱機関に照会すること、及び甲に関する個人情報が発登録されている場合に乙がそ

第14条(連絡調整)

甲は、原契約等に基づいて発生した賃料等を滞納したときには、乙に対して速やかに連絡するものとし、また乙が甲に対し、原契約等や敷金等の預金金庫を申し入れているが何かに開かず、物件の扉に手紙を挟み、必要書類による適切な措置を講じることがあります。ただし、物件の入退室を排除するよう物理的な措置を講じないものとします。

第15条(滞りし成立)

- 甲は、原契約等の解除後、以下いずれかの各号に該当した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意します。
 - (1)郵便物の状況、電気・ガス・水道の利用状況等から、甲が本物件において退去したことが明らかに認められること。
 - (2)本物件の鍵が賃貸人に返却されたとき、または本物件の室内外に置かれ、明渡しをされたことが認められること。

第16条(滞り物の扱い)

- 第15条に該当する本物件の明渡しが成立した場合、甲は本物件に残置された滞り物の所有権を放棄します。また、甲は、甲が当該滞り物を撤去(撤出/運搬)・保管・廃棄することに関与しないものとします。
- 前項において乙が残置動産(車両を含む、ゴミ類を除く)を保管する場合、保管開始後1ヶ月以上を経過したときは、乙は甲に対して事前通知をすることなくこれを処分・搬送することができます。

第17条(原契約等の解除)

甲の合意がある場合、または法令上認められている等の正当な事由がある場合は、乙は甲に代わり原契約を解除することができます。

第18条(債権の承継)

- 甲の死亡等により債権の履行ができなくなった場合について、債権を正当に承継した同居者あるいは親族が甲の債権は、乙所定の手続きを行うことにより、本契約期間終了まで、当該承継人との間の本契約を継続することを得るものとします。
- 前項に基づき債権を承継したものは、賃貸保証委託契約を再締結し、自身の名義の預金口座振替依頼書を提出するものとします。

第19条(金庫、送金、保証金の前払い)

- 甲が原契約等に基づいて賃貸人に支払う賃料等の集金・送金業務は、乙が行います。なお、金庫・送金業務(本条第6項記載の保証金の前払いを含む)に関しては、乙が乙の固有の資産や他の業務に使用する資産とは異なることができるよう分別して、自己信託証書に基づき管理する自己信託口座を使用します。

金庫金は、預金口座振替規定に基づいて、預金口座からの引落しにより行います。また、月払いプラン(月額保証料を支払うプラン)を契約した甲(入居者)に限り、クレジットカードによる支払いも選択できます(クレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約に従い決済するものとします)。なお、利用できずクレジットカード及び口座は、原則甲名義のものとなります。また、金庫の方法を問わず、賃料等の引落・送金業務等、甲が負担するものとします。※月払いプランを契約していない場合でも、乙の代理店業務を行う労働事業業者による、クレジットカードが利用できない場合がある場合があります。賃料等の引落日は、毎月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)となります。

- 甲がクレジットカード払いを選択する場合は、乙のホームページからクレジットカード支払の登録を行うことで、クレジットカードによる支払(クレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約に従い決済するものとします)を利用することができます。ただし、クレジットカードによる決済できない場合には、自動的に預金口座からの引落しによる支払を利用するものとします。
- 乙は、金庫した賃料等の賃貸人への送金(保証契約書に基づいた保証金)に基づいて行います。

第3項の期日に引落しができなかった場合は、乙が、賃貸人に保証金(未納賃料等相当額)を前払いします(なお、乙は、甲及び入居者・使用者・利用者から本物件の明渡しが完了し、全ての債務が確定した後に保証債務を履行するものであり、本項による乙の保証金の前払いは保証債務の履行として未納賃料等を弁済するものではありません)。また、引落結果の不良により、次回以降の引落しを止める場合があります。

- 前項の場合、甲は、乙の請求に基づいて、未納賃料等及び再請求事務手数料660円(税込)を支払うものとします。支払方法は、金融機関との振込またはコンビニエンスストア等での払込によります。ただし、振込と払込に要する費用は、甲の負担となります。なお、賃料等と、月額保証料、更新保証料、引落・送金手数料等の合計が30万円を超える場合にはコンビニエンスストアで使用する払込票は発行されません。
- 甲が未納料金を支払い、その額が未納料金の全額に満たないときは、以下の順序に従って当然に充当されるものとします。ただし、支払時期の古いものから順に充当します。
 - (1)保証料等、乙に対する債務
 - (2)未納賃料等
 - (3)その他の債務

- 甲が本契約締結後に賃料等を支払った月(期間)と振替開始によって乙が賃料等を集金する予定の月(期間)との間に、賃料等未払月(期間)が発生する場合、乙が賃貸人に申し、当該賃料等未払月(期間)の期間等相当額の保証金を前払しますこととあります。この場合、甲は、乙の請求に基づいて、本条第7項と同様の方法により当該未払賃料等を支払うものとします。ただし、甲は、請求と入れ違いに賃貸人に当該賃料等を支払っているときは、その旨を乙に通知するものとします。
- 甲が保証料の支払いを遅延した場合、甲は、乙に対し、その遅延及びこれに対する年14.6%の割合による年複利を金庫に引落したのと同じ要し費用を支払わなければならないものとします。

- 甲が保証金庫から引落しのために支払いを12ヶ月間継続して一度も行わなかった場合、甲は、乙に対し、預金口座振替依頼書を再度提出するものとします。

第20条(請求や支払督促状等の郵便物の返却等)

- 乙が、甲指定の住所に郵送した請求書や支払督促状等の郵便物が延滞・到着しなかった場合には、通常期許すべきに到達しないものとします。
- 同一集金口座で郵便物の送付先住所が複数ある場合には、乙は、甲の承諾なく送付先住所をそのうちの一つに変更する場合があります。

第21条(反社会的勢力の排除)

甲は乙に対し、次の各号の事項を確約するものとします。

- (1)暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成(以下総称して「反社会的勢力」とい)ではないこと。
- (2)自らの役割(業務)を執行する社員、取締役、執行役またはこれに準ずる者(以下「反社会的勢力者」とい)はないこと。
- (3)反社会的勢力に己の名義を利用せず、本契約を締結するものでないこと。

第22条(個人情報の取扱い)

れを利用することに同意します。

2. 甲は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報乙の加盟する家賃保証保証情報取扱機関(以下「乙」の表に定める期間登録され、乙の加盟する家賃保証保証情報取扱機関の会員により甲の賃料等の支払金に用いられる期間)において利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本契約に関する申込みをした事実	乙が家賃保証保証情報取扱機関に照会した日から9か月
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約の終了後、債務がなくなつてから5年間

3. 家賃保証保証情報取扱機関に登録する情報は、以下事実です。

- (1)甲の氏名、住所、生年月日、電話番号、月額賃料
- (2)甲の月額賃料、債務の支払を延滞した事実
- (3)甲・乙間または甲・賃貸人間の係争事実

第8条(提示先及び個人情報利用等への利用の同意)

甲は、乙が甲の支払能力の調査のために、乙の提示先は照会し、甲の申込情報が登録されている場合にはそれを利用することに同意します。

第5条(個人情報の提供・開示等の同意)

1. 甲は、乙が各種法令の規定により公的機関等に個人情報の提出を求められた場合、及びそれに基づき公共の利益確保のために情報がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意します。

2. 甲は、本契約の甲の目的物件に関する甲の賃貸人との賃貸借契約に加盟しているため、乙が以下の(1)の第三項に対して、(2)記載の本契約に関する甲の情報を、求めがある場合には、合理的な範囲で電話・郵送・メール等の方法により提供することに同意します。

(1)第三者の範囲

- ①目的物件の所有者(新所有者含)
- ②目的物件の賃貸人(新賃貸人含)
- ③目的物件の管理業務を受託する会社
- ④目的物件の資産運用会社

(2)提供する情報

- (4)本契約が終了するまでの間に、自らまたは第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
 - 乙に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - 乙が乙の権利を用いて乙と業務を妨害する行為
 - 乙が乙の権利を用いて乙と業務を妨害する行為

- (5)自らまたは第三者を利用して本物件(共有部分を含む)を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供し、反社会的勢力の居住や出入りをさせず、反社会的勢力が居住・使用していることを感知させる名称や看板、標記・図印等を物件に表示・掲示をしないこと。

- 前項に反する行為が利用したし、事実が該当した場合には、乙は、何らの催告を要せずして、この本契約を解除し、本契約に基づき一切の債務を免れるものとします。

- 前項の規定によりこの契約が解除されたことにより、甲が損害を受けた場合も、乙は何ら損害賠償義務を負わないものとし、甲は乙に対し何ら一切の請求(保証料並びに賃料等の返還を含む)を行わないものとします。

4. 本条のいずれかの規定の適用により、乙が損害を被った場合、甲はこれを賠償しなければならぬものとします。

第22条(契約の解除)

次の各号に該当した場合、乙は甲に対し本契約を解除することができます。

- (1)物件所有者(賃貸人A)との賃貸借契約一括賃貸借契約(マスターリース契約)・サブリース契約等により賃貸人となつた転賃と物件所有者との間で争いがあり、双方から賃料等の送金先の明確な合意ができず、真の債権者が不確定となつた場合、なお、乙が甲から賃料等を取っている場合は乙の判断で甲に賃料等を送金できるものとし、乙は一切の責を負いません。
- (2)賃貸人(物件所有者及び物件所有者との賃貸借契約一括賃貸借契約(マスターリース契約)・サブリース契約等)より賃貸人となる場合を含む)との賃貸借管理委託契約等を理由に、賃貸人の代理人の立場を主張する個人や法人(賃貸借管理会社を主張する個人や法人)が2名(社)以上現れ、双方から賃料の送金先の明確な合意が取れない場合、なお、乙が甲から賃料等を取っている場合は乙の判断で賃貸人に賃料等を送金できるものとし、乙は一切の責を負いません。
- (3)賃貸人が死亡し、本物件に関し他の相続が円滑に行われなかった場合。
- (4)その他、乙・賃貸人もしくは代理人との保証契約が解除となり、本契約の継続が困難となつた場合。

第23条(その他事項)

本契約に定める不利益事項については、民法、その他法令や慣行に従い、双方誠意を持って協議・解決するものとします。

第24条(含管理権裁判所)

本契約に関して甲と間で争が生じた場合は、本物件の所在地並びに乙の本社または支店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以て管轄裁判所とします。

第25条(相対通知)

本契約に関するご相談は下記の窓口までお願いします。

社 名:株式会社いえらぶパートナーズ
住 所:〒162-0225 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル25階
電話番号:03-6240-3390 営業時間:平日9:00~18:00

【クレジットカード利用時の注意事項】

- 賃料等及び保証料等の請求についてクレジットカード会社の定めるクレジットカード会員規約に従い決済するものとします。
- ご登録のクレジットカード利用上限額のお取扱いについてクレジットカード利用上限額を超えた場合や、クレジットカードの有効期限が切れ、かつ乙のホームページから再登録されていない場合等の理由により、クレジットカード利用不能の際は、事前に届け出た甲指定口座からの口座振替となります(約定日 毎月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日))。なお、引落・送金手数料は引落結果を問わず発生します。また、引落しできなかった場合の払込手数料は甲の負担となります。

※口座振替において、約定日 毎月27日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に引落しができず、再請求した場合には再請求事務手数料660円(税込)が発生します。
※クレジットカード利用不届きの事由が解消された場合、その翌日以降はクレジットカード決済となります。

※月払いで支払う場合、月払い手数料がかかることがあります。
※クレジットカード決済から口座振替に変更となった場合、同一月に2ヶ月分の賃料等が引落しされる場合があります。

【家財保険に関する特約内容】 ※住用(保険付)プランのみ

- 1.本特約は、1家財保険付プランのみに適用されます。
- 2.乙は家財保険(以下「本家財保険」とい)の保険金を無償で提供します。
- 3.本家財保険は本家財保険の特約として借家人賠償責任補償、借家人賠償責任補償、修理費用補償を付するものとします。なお、詳細(補償内容)については、本サービス申込時に提示するパンフレットまたは家財総合保険保証契約の取扱いの内容とします。
- 4.本家財保険の補償内容等については、自然災害の状況により変更される場合があります。
- 5.家財保険を提供している提携保険会社(家財保険会社)が破綻となった場合や、乙の判断により業務提携の継続が困難となった場合は、家財保険の内容が変更・廃止されることがあります。

【各付帯サービスに関する特約内容】

- 1.本特約は、シェアプラン及び貸金貸守サービス[まごころ]・近隣トラブル解決支援サービス[mamorrocca]・家電の安心サポート修理サービス[Syu-rit]等の各種付帯サービスが設定されている場合に、付帯されているサービスに対して適用されます。
- 2.乙は各種付帯サービスを甲に無償で提供します。
- 3.付帯サービスの詳細(サービス内容及び利用規約等)については、別途提示するパンフレットに記載するものとします。
- 4.付帯サービス提携事業者の事業継続が困難となった場合や、乙の判断により業務提携の継続が困難となった場合は、同一サービスの内容が変更・廃止されることがあります。

①本契約の内容

②本契約の履行状況

③本契約の申込時の審査結果

3. 甲は、乙が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき、債権回収会社に債権回収の委託(含む、債権譲渡)をする場合、第1条により取得した個人情報債権回収会社に郵送・メール等の方法により提供することに同意します。

4. 甲は、乙が提供する保険会社、保険取扱代理店、及びその他の各種付帯サービスを提供している事業者に、第1条により取得した個人情報や電磁的データにより提供すること同意します。

5. 甲は、乙が本契約の緊要連絡先等に連絡をする際、契約照会及び状況説明のために、当該緊急連絡先または本条2項(2)の内容を電話・郵送・メール等の方法により開示することに同意します。

第6条(個人情報の取扱いの要約)

甲は、乙の事業運営上、本条項記載の利用目的範囲に限定して個人情報を外部に委託することに同意します。この場合、乙は、個人情報保護水準の高い委託先を選定し、個人情報の適正管理・機密保持についての契約を結び、適切な管理を実施します。

第7条(個人情報の開示・訂正・追加・削除)

甲は、乙に取得されている自己に関する個人情報乙の所定の方法により開示するよう請求することができます(この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、乙はこの結果に基づいて速やかにその訂正・追加または削除に応じるものとします)。

第8条(本同意事項項に不同意の場合)

1. 甲が本件委託契約において必要な記載事項(入居申込書(保証申込書)、保証委託契約書)に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、及び本条項の内容の全部、または一部を承諾できない場合は、乙は本件委託契約を拒否する場合があります(その場合、本条項の第2条にも同意しない場合は、これを理由に乙が本件委託契約を拒否することはないものとします)。

2. 賃貸人またはその代理人が、別途(保証約款)に定める個人情報の取得・利用・提供等に不同意の場合は、乙はこれを理由に本契約を拒否する場合があります。

第9条(開合告知及び個人情報保護管理者)

個人情報保護の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口、及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとなります。

社 名:株式会社いえらぶパートナーズ
住 所:〒162-0225 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル25階
電話番号:03-6240-3390

個人情報保護管理者:代表取締役社長

※開示等の手続きについて

契約者及び保証人は、加え先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加え先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

信用情報の取扱に関する同意書

本申込・契約に係る個人情報・法人情報(以下、「個人情報等」という)の提供、登録、使用及び電話接続状況確認の取得に関する同意内容は以下のとおりです。

1. (個人情報等の使用)

当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という)及び加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」とい)に契約者及び保証人(申込者及び保証人予定者を含む、以下「乙」の個人情報を登録している場合には、当該個人情報等の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的)で使用します。

2. (個人情報等の信用情報機関への提供)

当社は、契約者及び保証人に係る本申込及び本契約に基づく個人情報等(本人を特定するための情報、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等を指す)並びに申込日及び申込商品種別等の情報(以下、「申込情報」とい)、契約内容に関する情報

(契約の種類、契約日、保証額等)、返済状況に関する情報(入金、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債権整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)を、加盟先機関に提供します。

3. (個人情報の登録)

加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は契約日から6か月以内です。また、当該個人情報等のうち、本人を特定するための情報(以下は「契約事実、返済状況または取引事実」に関する情報)のいずれかが登録されている期間、契約内容に関する情報、返済状況に関する情報、取引事実に関する情報の登録期間は契約締結日から及び契約終了後5年以内であり、債権譲渡の事実に関する情報については当該事実の発生日から1年以内です。

4. (個人情報の取扱いへの提供)

加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報等を、加盟会社及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び加盟先機関の加盟会社は、当該情報や、返済または支払能力を調査する目的のために使用します。

5. (当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提供する信用情報機関)

当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提供する信用情報機関の名称及び連絡先は以下のとおりです。

＜当社が加盟する信用情報機関＞

株式会社日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp>

＜当社が加盟する信用情報機関が提供する信用情報機関＞

全国銀行個人信用情報センター <https://www.zenginkyo.or.jp/>

株式会社シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

※開示等の手続きについて

契約者及び保証人は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。